

改正労働者派遣法に基づく情報公開

平成 24 年 10 月 1 日施行の「改正労働者派遣法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます。）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

◆マージン率

派遣労働者数 (令和 5 年 6 月 1 日時点)	派遣先 事業所数	労働者派遣料 (1 日 8 時間換算)	派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間換算)	マージン率
31 名	12 社	18,092 円	12,054 円	33.4%

(令和 6 年度)

マージン率は以下の計算式で算出されます。

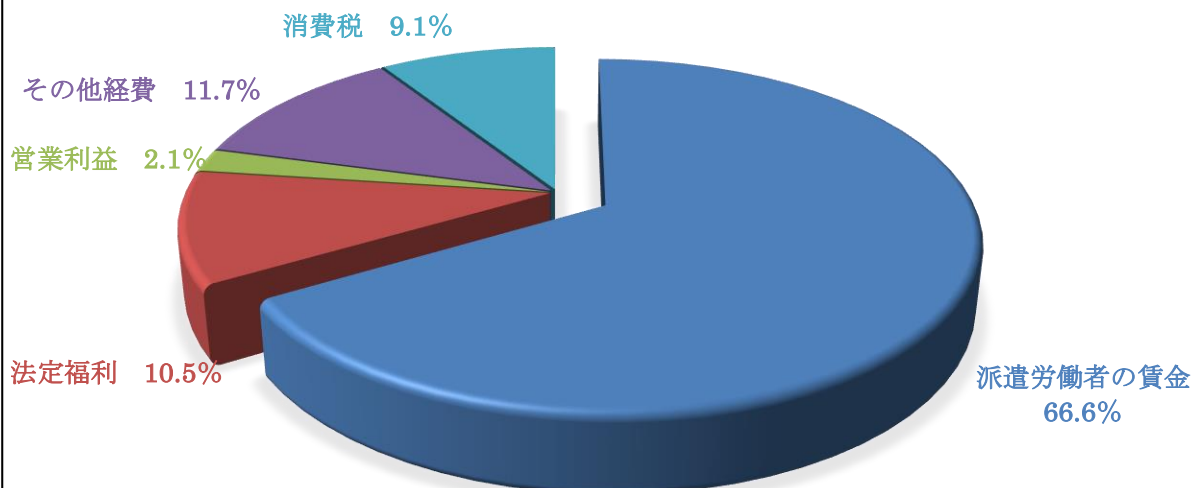
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第 2 位以下を四捨五入)

マージン率に含まれる費用

- ① 法定福利（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ② 営業利益
- ③ その他経費（募集採用費、労務管理費、有給休暇費用、健康診断費用、教育訓練費用、事務所経費）
- ④ 消費税

派遣料金内訳（消費税込み）



◆教育訓練に関する事項

訓練の内容	実施対象	訓練の方法	訓練費負担の別
		実施主体	賃金支給の別
入職時訓練	新規就労者	OFF－JT	無償
		派遣元	有給
職能別訓練	就労中の派遣労働者	OFF－JT	無償
		派遣元	有給
階層別訓練		OFF－JT	無償
		派遣元	有給
その他の教育訓練		OFF－JT	無償
		派遣元	有給

- ・eラーニングを用い、職種や勤務年数に応じて、入職時・職能別・階層別・その他訓練をきめ細かい教育カリキュラムにより実施しています。

◆雇用安定措置

期 間	第1号の措置		第2号の措置		第3号の措置	第4号の措置
	派遣先への直接雇用の依頼人数	うち、派遣先で雇用された人数	新たな派遣先の提供数	うち、新たな派遣先で就業した人数	派遣元で派遣労働者以外での無期雇用数	その他の措置
3年見込み	3人	0人	2人	0人	0人	0人

◆労使協定の有無 なし

◆キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティングの相談窓口 (0774-71-0750／担当：尾白 雅哉)